

弘前市都市計画道路見直し方針

令和5年3月22日

目 次

1	都市計画道路見直し方針の作成目的	…P. 1
2	都市計画道路の見直しに係る進め方	…P. 2
3	都市計画道路の見直しに関する検討体制	…P. 3
4	弘前市の都市計画道路の状況	
	(1) 整備済の都市計画道路	…P. 4
	(2) 未整備の都市計画道路	…P. 4
5	既調査の概要と結果	
	(1) 路線評価カルテによる評価（定性的な見直し対象路線の抽出）	…P. 7
	(2) 将来交通需要推計量調査の結果（定量的な見直し対象路線の抽出）	…P. 9
6	都市計画道路の個別路線に関する見直し方針	…P. 11
7	都市計画道路の変更に係る進め方	…P. 16

1 弘前市都市計画道路見直し方針の作成目的

都市計画道路は、都市生活を営む上で必要な都市施設であり、都市の骨組みを形作るものとして都市計画法に基づき都市計画決定されるものです。また、市街地形成の最も基本的な施設であり、単に都市交通施設としての機能にとどまらず、居住環境を維持する空間としての機能、災害発生時の避難路となる防災空間としての機能、上下水道や都市ガスなどの供給処理施設の収容空間としての機能など、さまざまな役割も果たしています。

弘前市では、昭和 38 年に初めて都市計画道路を都市計画決定し、令和 4 年 4 月 1 日現在では、62 路線を都市計画決定しています。人口増加に伴う市街地の拡大に併せて、主に土地区画整理事業と共に整備を進めてきており、56 路線に着手し、39 路線が全線整備済となっています。

しかしながら、人口減少等の社会情勢の変化に伴う都市計画道路のあり方について、国は平成 12・18・23 年度の 3 回に渡る技術的助言により、都市計画道路の必要性について検証し適切に見直すことを助言しており、平成 29 年度には都市計画道路の見直しの手引きを公表することにより、社会経済情勢に合わせた適時適切な見直しを推奨しています。

また、青森県では、平成 17 年 8 月に「都市計画道路見直しガイドライン」を作成しており、未整備の都市計画道路について、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえその必要性を検証し、都市を取り巻く状況の変化に応じて、概ね 10 年ごとの見直しをすることとしています。

こうした中で、弘前市においても、直近では平成 23 年度に都市計画道路の全体見直しを実施していますが、それから約 10 年が経過し、人口減少等の進展による社会情勢の変化により、都市計画道路の必要性や交通量等が現状と合わない路線が散見している可能性があります。

そこで、弘前市では未整備路線及び未整備箇所がある路線について、今後の方向性（継続、廃止、変更）を路線ごとに検討するため、青森県の「都市計画道路見直しガイドライン」に基づいて作成した路線評価カルテと、青森県によって令和元年度に実施された将来交通需要推計調査の結果を基に、路線ごとの個別の方針を示した「弘前市都市計画道路見直し方針」を作成しました。

2 都市計画道路の見直しに係る進め方

都市計画道路の見直しについて、下記のとおり検討します。

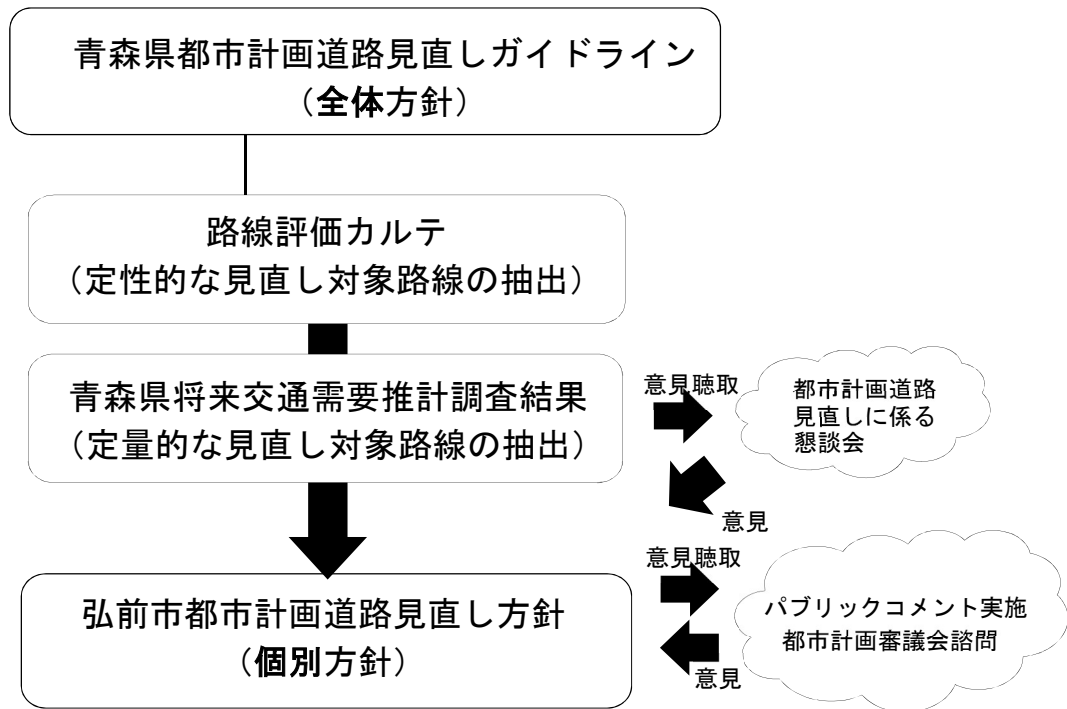


図-1 都市計画道路計画の見直しにおける流れ

3 弘前市都市計画道路の見直しに関する検討体制

都市計画道路の見直しに関して、当方針の作成に係る見直し路線の検討については、下記の体制により実施します。検討段階では、都市計画や交通工学等といった学識経験者から、「弘前市都市計画道路の見直しに係る懇談会」において意見聴取を実施し、関係機関と情報提供及び協議等を行います。

また、見直し路線については、都市計画法に基づく都市計画決定の手続きが必要になるため、都市計画審議会に付議の上、見直し方針を決定することとしています。

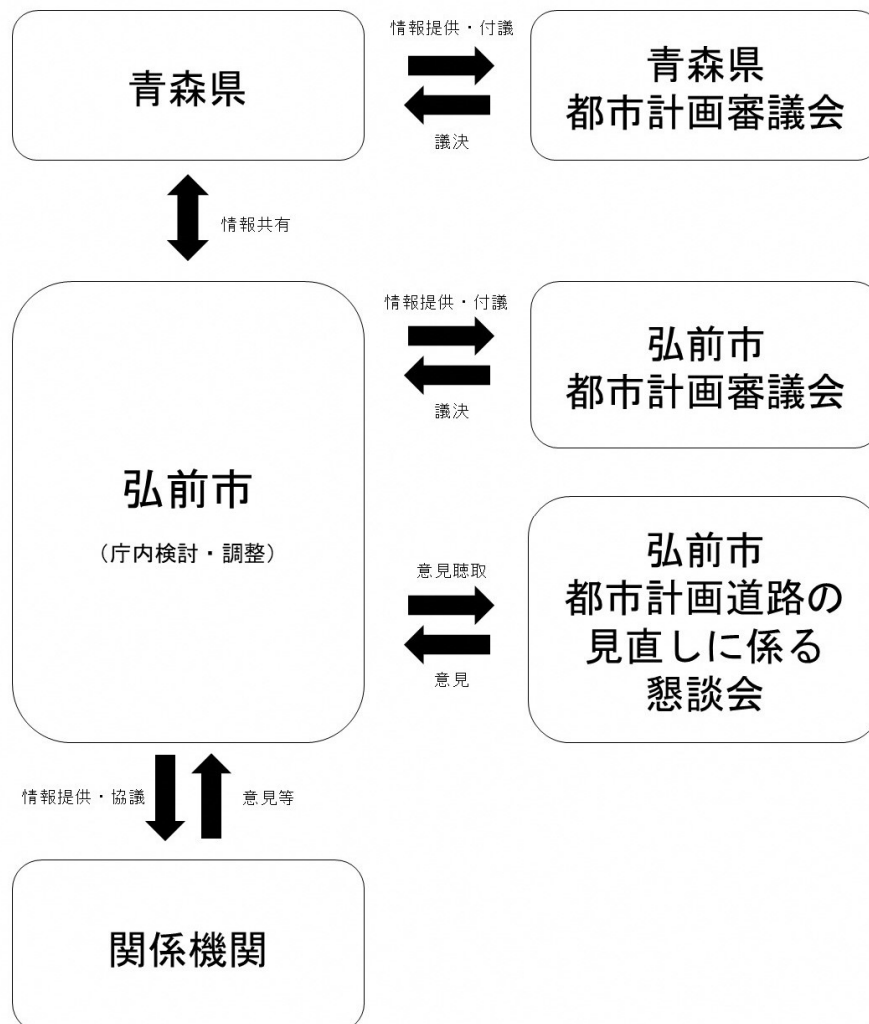


図-2 検討体制図

4 弘前市の都市計画道路の状況（表－1、図－3 参照）

（1）整備済の都市計画道路

令和4年4月1日時点で、弘前市においては62路線、延長128.27kmの都市計画道路が都市計画決定されており、このうち56路線において整備に着手（うち39路線が全長整備済）し、延長82.92kmが整備され、進捗率は64.6%となっています。

（2）未整備の都市計画道路

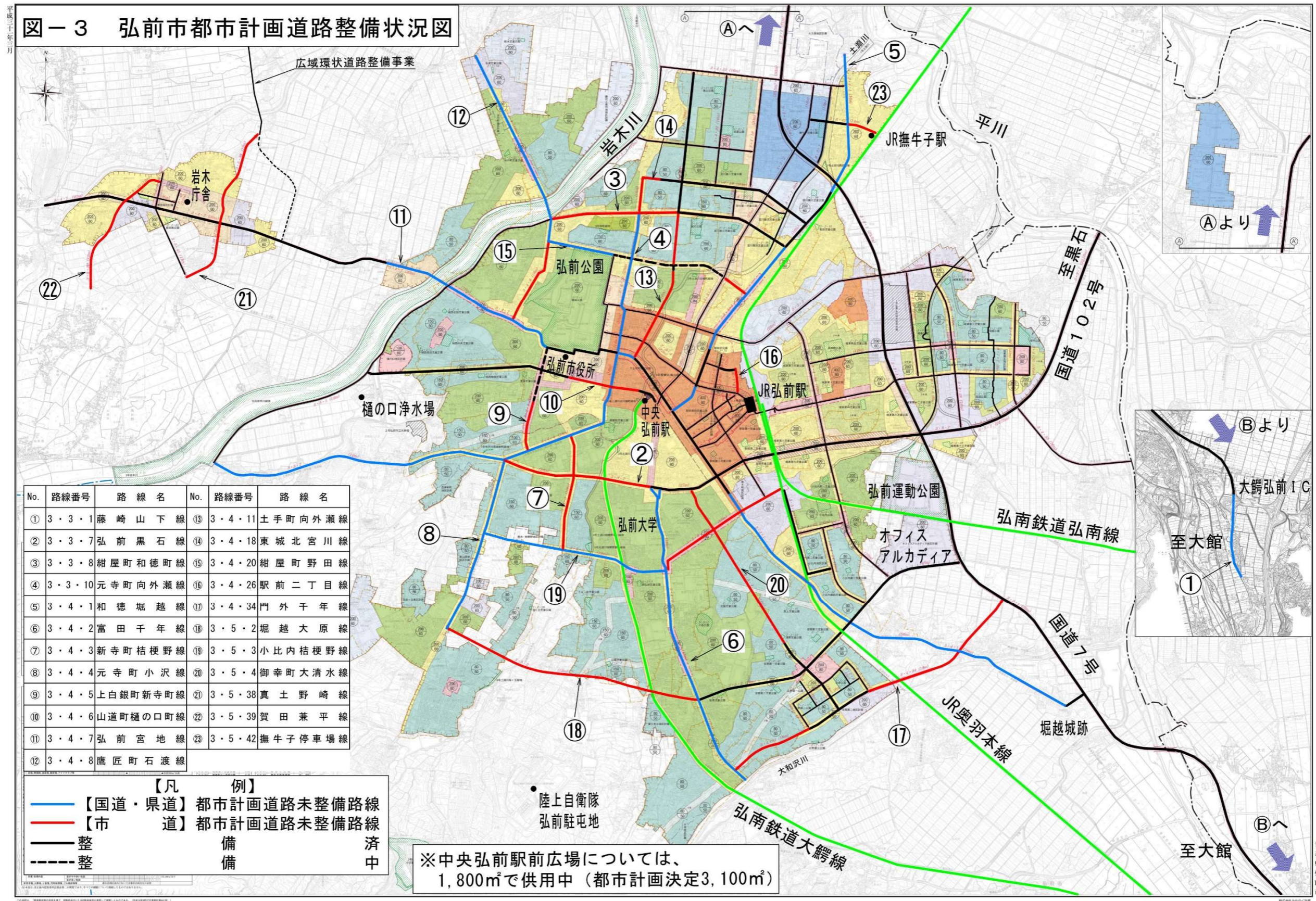
現在、未整備の区間がある都市計画道路は23路線、延長45.35kmであり、このうち全く整備に着手していない未整備路線は6路線です。

表-1 弘前市の都市計画道路一覧

整備済路線名	計画決定延長		整備済延長	
3・3・2号山道町撫牛子線	3.33	km	3.33	km
3・3・3号下白銀町福村線	3.81	km	3.81	km
3・3・4号弘前駅下白銀町線	1.52	km	1.52	km
3・3・5号弘前駅土手町線	0.59	km	0.59	km
3・3・6号駅前町取上線	1.46	km	1.46	km
3・4・9号下白銀町亀の甲町線	0.90	km	0.90	km
3・4・10号清野袋撫牛子線	1.73	km	1.73	km
3・4・19号宮川神田線	1.05	km	1.05	km
3・4・21号堅田宮川線	0.27	km	0.27	km
3・4・22号堅田向外瀬線	1.05	km	1.05	km
3・4・23号川先線	0.47	km	0.47	km
3・4・24号小比内川先線	0.88	km	0.88	km
3・4・27号向外瀬神田線	1.11	km	1.11	km
3・4・28号境関高田線	1.73	km	1.73	km
3・4・29号高崎高田線	1.01	km	1.01	km
3・4・30号城東北福村線	2.50	km	2.50	km
3・4・31号城東中央福村線	2.31	km	2.31	km
3・4・32号福村早稲田線	0.98	km	0.98	km
3・4・33号弘前平賀線	1.32	km	1.32	km
3・4・35号高崎扇町線	2.68	km	2.68	km
3・5・1号悪戸紺屋町線	4.08	km	4.08	km
3・5・5号栄町向外瀬線	1.46	km	1.46	km
3・5・41号賀田中央線	1.06	km	1.06	km
3・5・43号賀田一丁目線	0.23	km	0.23	km
3・5・44号駅前町土手町線	0.58	km	0.58	km
3・5・45号広野線	1.27	km	1.27	km
8・5・1号宮川大久保線	0.72	km	0.72	km
8・5・2号駅前1号線	0.65	km	0.65	km
8・5・3号駅前北1号線	0.12	km	0.12	km
8・6・1号駅前2号線	0.19	km	0.19	km
8・7・1号堅田1号線	0.92	km	0.92	km
8・7・2号堅田2号線	0.71	km	0.71	km
8・7・4号弘前駅城東地下道線	0.25	km	0.25	km
8・7・5号岩木1号線	0.33	km	0.33	km
8・7・6号腰巻川線	1.96	km	1.96	km
8・7・7号福田福村線	1.17	km	1.17	km
8・7・8号大清水1号線	0.17	km	0.17	km
8・7・9号大清水2号線	0.63	km	0.63	km
8・7・10号大清水3号線	0.28	km	0.28	km
(39路線) 整備済計	47.48	km	47.48	km

未整備路線名	計画決定延長		整備済延長		未整備延長	
3・3・1号藤崎山下線	12.32	km	11.62	km	0.70	km
3・3・7号弘前黒石線	9.64	km	5.43	km	4.21	km
3・3・8号紺屋町和徳町線	2.27	km	1.05	km	1.22	km
3・3・10号元寺町向外瀬線	1.71	km	0.00	km	1.71	km
3・4・1号和徳堀越線	9.08	km	0.56	km	8.52	km
3・4・2号富田千年線	2.99	km	0.00	km	2.99	km
3・4・3号新寺町桔梗野線	1.09	km	0.00	km	1.09	km
3・4・4号元寺町小沢線	3.30	km	0.00	km	3.30	km
3・4・5号上白銀町新寺町線	1.02	km	0.54	km	0.48	km
3・4・6号山道町樋の口町線	2.80	km	2.09	km	0.71	km
3・4・7号弘前宮地線	6.47	km	4.66	km	1.81	km
3・4・8号鷹匠町石渡線	2.78	km	0.00	km	2.78	km
3・4・11号土手町向外瀬線	2.82	km	1.50	km	1.32	km
3・4・18号東城北宮川線	1.63	km	1.48	km	0.15	km
3・4・20号紺屋町野田線	1.98	km	0.29	km	1.69	km
3・4・26号駅前二丁目線	0.37	km	0.16	km	0.21	km
3・4・34号門外千年線	3.06	km	0.97	km	2.09	km
3・5・2号堀越大原線	5.45	km	2.87	km	2.58	km
3・5・3号小比内桔梗野線	4.09	km	1.05	km	3.04	km
3・5・4号御幸町大清水線	2.54	km	0.83	km	1.71	km
3・5・38号真土野崎線	1.45	km	0.00	km	1.45	km
3・5・39号賀田兼平線	1.30	km	0.00	km	1.30	km
3・5・42号撫牛子停車場線	0.63	km	0.34	km	0.29	km
(23路線) 未整備路線計	80.79	km	35.44	km	45.35	km

(62路線) 整備済 + 未整備路線計	128.27	km	82.92	km	45.35	km
---------------------	--------	----	-------	----	-------	----



5 既調査の概要と結果

(1) 路線評価カルテによる評価（定性的な見直し対象路線の抽出）

未整備の区間がある都市計画道路 23 路線の路線評価カルテの作成にあたっては、青森県の「都市計画道路見直しガイドライン」に従い、市において路線別の現状を 5 つのステップの各項目により該当の有無を判定して、「計画継続」または「計画見直し候補路線」に分類し、「計画見直し候補路線」はさらに 5 つのケースに細分類しています。細分類された路線は、未整備の要因等について検討を行い、その見直しの方向性を位置付ける評価を下記のとおり行い、表-2 にまとめています。

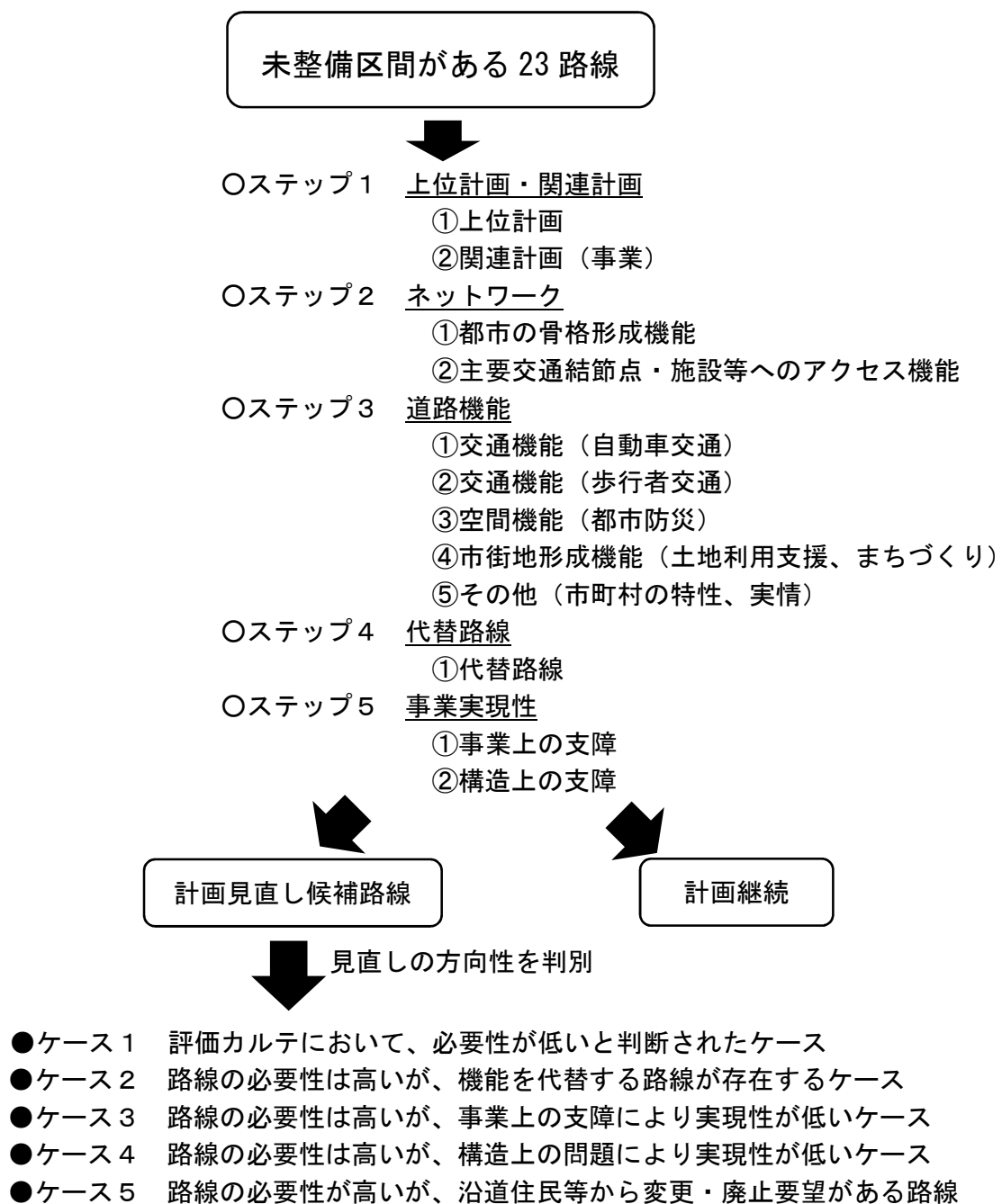


表-2 都市計画道路未整備路線等一覧表

No.	路線番号			路線名	計 画 決 定				路線評価カルテ	
	区分	規模	番号		起 点	終 点	当初決定年月日	最終決定年月日	評価結果	備考
①	3	3	1	藤崎山下線	藤崎町大字中島字岩崎	大鰐町大字蔵館字山下	S46.3.31	H11.4.14	見直し (幅員変更)	大鰐弘前IC~大鰐町行政界までの700mについて幅員検討
②	3	3	7	弘前黒石線	弘前市大字下湯口字青柳	田舎館村大字高樋字八幡	S38.9.18	H23.8.31	見直し (ルート変更)	ルート変更(3・4・5号との接続)の検討必要
③	3	3	8	紺屋町和徳町線	弘前市大字紺屋町	弘前市大字和徳町	S53.1.14	H23.8.31	見直し (幅員変更)	交差点部分や幅員の変更及び廃止の検討必要
④	3	3	10	元寺町向外瀬線	弘前市大字元寺町	弘前市大字西城北二丁目	S38.9.18	H23.8.31	見直し (幅員変更)	幅員を変更して歴史的資源の回避を検討
⑤	3	4	1	和徳堀越線	弘前市大字大久保字宮本	弘前市大字堀越字川合	S38.9.18	H11.4.14	見直し (一部廃止)	ネットワークに接続していない3・4・10号から終点を廃止検討
⑥	3	4	2	富田千年線	弘前市大字富田三丁目	弘前市大字広野一丁目	S38.9.18	H11.4.14	見直し (一部廃止)	ネットワークに接続していない3・4・34号から終点を廃止
⑦	3	4	3	新寺町桔梗野線	弘前市大字新寺町	弘前市大字桔梗野五丁目	S38.9.18	H23.4.15	見直し (幅員変更等)	
⑧	3	4	4	元寺町小沢線	弘前市大字元寺町	弘前市大字大原一丁目	S38.9.18	H23.8.15	見直し (一部廃止等)	一部狭く渋滞、H31交通量調査後再検討 3・5・2号(3・4・2号との交差点から終点)が廃止した場合見直しが必要 3・4・2号との交差点から交通量調査後に幅員変更を検討
⑨	3	4	5	上白銀町新寺町線	弘前市大字上白銀町	弘前市大字新寺町	S38.9.18	H23.4.15	見直し (ルート変更)	3・4・4号との交差点部について、歴史的建造物を回避するようにルート変更を検討
⑩	3	4	6	山道町樋の口町線	弘前市大字山道町	弘前市大字樋の口町	S38.9.18	H30.1.17	見直し (幅員変更)	未整備区間について幅員変更を検討
⑪	3	4	7	弘前宮地線	弘前市大字土手町	弘前市大字宮地字川添	S38.9.18	H23.8.31	継続	
⑫	3	4	8	鷹匠町石渡線	弘前市大字鷹匠町	弘前市大字石渡一丁目	S38.9.18	H23.8.31	継続	
⑬	3	4	11	土手町向外瀬線	弘前市大字土手町	弘前市大字向外瀬一丁目	S38.9.18	H23.4.15	見直し (一部廃止)	一部線形の変更等検討必要、H31交通量調査後再検討
⑭	3	4	18	東城北宮川線	弘前市大字東城北三丁目	弘前市大字堅田二丁目	S51.4.15	H23.4.15	見直し (一部廃止)	一部廃止等検討必要、H31交通量調査後再検討
⑮	3	4	20	紺屋町野田線	弘前市大字紺屋町	弘前市大字和徳町	S38.9.18	H28.12.26	見直し (幅員変更、廃止)	3・3・2号交差点から終点まで幅員の変更検討必要 起点から3・4・9号交差点まで整備手法を含め再検討
⑯	3	4	26	駅前二丁目線	弘前市大字駅前二丁目	弘前市大字駅前町	S55.12.25	H15.8.18	見直し (廃止)	半断面部の廃止
⑰	3	4	34	門外千年線	弘前市大字門外字村井	弘前市大字広野一丁目	H11.5.26	H11.5.26	見直し (線形変更等)	一部線形(高架橋の廃止)の変更等検討必要 始点から3・4・1号との交差点までの一部廃止
⑱	3	5	2	堀越大原線	弘前市大字門外字下松元	弘前市大字大原一丁目	S38.9.18	H11.5.26	見直し (廃止)	廃止によるネットワークの影響を検討
⑲	3	5	3	小比内桔梗野線	弘前市大字大清水一丁目	弘前市大字清水一丁目	S38.9.18	H23.8.31	継続	
⑳	3	5	4	御幸町大清水線	弘前市大字御幸町	弘前市大字大清水字下広野	S38.9.18	H11.5.26	見直し (廃止)	
㉑	3	5	38	真土野崎線	弘前市大字一町田字村元	弘前市大字高屋字松本	S48.11.22	H23.4.15	見直し (廃止)	
㉒	3	5	39	賀田兼平線	弘前市大字賀田字大浦	弘前市大字五代字沼田	S48.11.22	H23.4.15	見直し (廃止)	
㉓	3	5	42	撫牛子停車場線	弘前市大字神田五丁目	弘前市大字撫牛子三丁目	S43.8.14	H23.4.15	見直し (廃止)	

(2) 将来交通需要推計調査の結果（定量的な見直し対象路線の抽出）（表－3参照）

青森県将来交通需要推計調査は、都市計画道路の見直しのため、想定する都市計画道路網に対し推計される将来交通量を配分し、将来必要な都市計画道路網を明らかにすることで、都市計画道路見直しのための定量的データを得ることを目的として、令和元年度に青森県において実施されたものです。

弘前市においては、路線評価カルテを基に抽出した市の都市計画道路見直し候補路線を対象として次ページのとおり調査結果を得ています。なお、当調査は主に見直し候補路線全てを一度に変更したケースを想定して調査し結果を得たものですが、個別路線ごとに見直しを実施したケースにおける留意点等についても別途結果を得ています。

表-3 弘前市見直し候補案と調査結果比較表

No.	路線番号			路線名	計 画 決 定				比 較	
	区分	規模	番号		起 点	終 点	当初決定年月日	最終決定年月日	路線評価カルテの評価結果	将来交通需要推計調査の結果
①	3	3	1	藤崎山下線	藤崎町大字中島字岩崎	大鰐町大字蔵館字山下	S46.3.31	H11.4.14	見直し (幅員変更)	見直し (一部幅員変更)
②	3	3	7	弘前黒石線	弘前市大字下湯口字青柳	田舎館村大字高樋字八幡	S38.9.18	H23.8.31	見直し (ルート変更)	見直し (一部廃止)
③	3	3	8	紺屋町和徳町線	弘前市大字紺屋町	弘前市大字和徳町	S53.1.14	H23.8.31	見直し (幅員変更)	見直し (一部幅員変更)
④	3	3	10	元寺町向外瀬線	弘前市大字元寺町	弘前市大字西城北二丁目	S38.9.18	H23.8.31	見直し (幅員変更)	見直し (一部幅員変更)
⑤	3	4	1	和徳堀越線	弘前市大字大久保字宮本	弘前市大字堀越字川合	S38.9.18	H11.4.14	見直し (一部廃止)	見直し (一部廃止)
⑥	3	4	2	富田千年線	弘前市大字富田三丁目	弘前市大字広野一丁目	S38.9.18	H11.4.14	見直し (一部廃止)	見直し (一部廃止)
⑦	3	4	3	新寺町桔梗野線	弘前市大字新寺町	弘前市大字桔梗野五丁目	S38.9.18	H23.4.15	見直し (幅員変更等)	継続
⑧	3	4	4	元寺町小沢線	弘前市大字元寺町	弘前市大字大原一丁目	S38.9.18	H23.8.15	見直し (一部廃止等)	見直し (一部幅員変更及び廃止)
⑨	3	4	5	上白銀町新寺町線	弘前市大字上白銀町	弘前市大字新寺町	S38.9.18	H23.4.15	見直し (ルート変更)	継続
⑩	3	4	6	山道町樋の口町線	弘前市大字山道町	弘前市大字樋の口町	S38.9.18	H30.1.17	見直し (幅員変更)	見直し (一部幅員変更及び廃止)
⑪	3	4	7	弘前宮地線	弘前市大字土手町	弘前市大字宮地字川添	S38.9.18	H23.8.31	継続	継続
⑫	3	4	8	鷹匠町石渡線	弘前市大字鷹匠町	弘前市大字石渡一丁目	S38.9.18	H23.8.31	継続	継続
⑬	3	4	11	土手町向外瀬線	弘前市大字土手町	弘前市大字向外瀬一丁目	S38.9.18	H23.4.15	見直し (一部廃止)	見直し (一部廃止)
⑭	3	4	18	東城北宮川線	弘前市大字東城北三丁目	弘前市大字堅田二丁目	S51.4.15	H23.4.15	見直し (一部廃止)	見直し (一部廃止)
⑮	3	4	20	紺屋町野田線	弘前市大字紺屋町	弘前市大字和徳町	S38.9.18	H28.12.26	見直し (幅員変更、廃止)	見直し (一部幅員変更)
⑯	3	4	26	駅前二丁目線	弘前市大字駅前二丁目	弘前市大字駅前町	S55.12.25	H15.8.18	継続	継続 (半断面部の廃止)
⑰	3	4	34	門外千年線	弘前市大字門外字村井	弘前市大字広野一丁目	H11.5.26	H11.5.26	見直し (線形変更等)	見直し (一部線形変更及び廃止)
⑱	3	5	2	堀越大原線	弘前市大字門外字下松元	弘前市大字大原一丁目	S38.9.18	H11.5.26	見直し (廃止)	見直し (廃止)
⑲	3	5	3	小比内桔梗野線	弘前市大字大清水一丁目	弘前市大字清水一丁目	S38.9.18	H23.8.31	継続	継続
⑳	3	5	4	御幸町大清水線	弘前市大字御幸町	弘前市大字大清水字下広野	S38.9.18	H11.5.26	見直し (廃止)	見直し (廃止)
㉑	3	5	38	真土野崎線	弘前市大字一町田字村元	弘前市大字高屋字松本	S48.11.22	H23.4.15	見直し (廃止)	見直し (廃止)
㉒	3	5	39	賀田兼平線	弘前市大字賀田字大浦	弘前市大字五代字沼田	S48.11.22	H23.4.15	見直し (廃止)	見直し (廃止)
㉓	3	5	42	撫牛子停車場線	弘前市大字神田五丁目	弘前市大字撫牛子三丁目	S43.8.14	H23.4.15	見直し (廃止)	見直し (廃止)

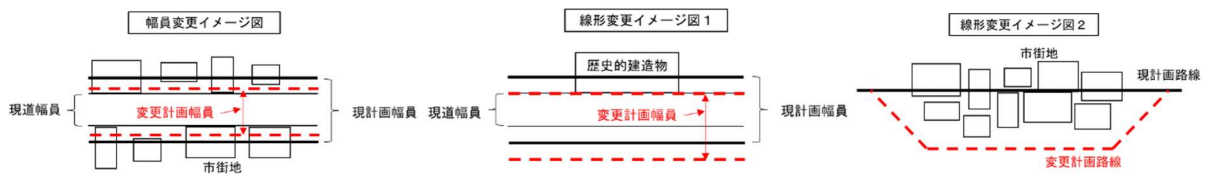
6 都市計画道路の個別路線に関する見直し方針

前述の定性的・定量的な見直し路線を基に、路線ごとの個別の見直し方針を示します。個別方針の作成にあたっては、「弘前市都市計画道路の見直しに係る懇談会」において、路線評価カルテ作成時に定性的に評価された各項目の該当の有無に関する「重要度」及び他の諮るべき項目についての意見聴取しており、その意見を基に再分析することで作成しています。

具体的には、懇談会において学識経験者から、「将来の交通量の検証の他に、市の特徴である歴史的な建造物や街並みを保全していくことも重要である」との意見を踏まえ、交通量と歴史的な建造物や街並みの保全について、関係機関との協議を行い各路線の再分析を行ったものです。

結果としては、見直し対象路線 23 路線のうち、従来の都市計画決定から変わらない継続路線が 19 路線、従来の都市計画決定から計画幅員や計画線を変更する路線が 6 路線、従来の都市計画決定から計画を廃止する路線が 5 路線となっています。（7 路線については継続・変更・廃止路線が重複しています。）

【参考】変更路線（計画幅員や計画線を変更）イメージ図



【参考】廃止路線（都市計画決定から計画を廃止）イメージ図

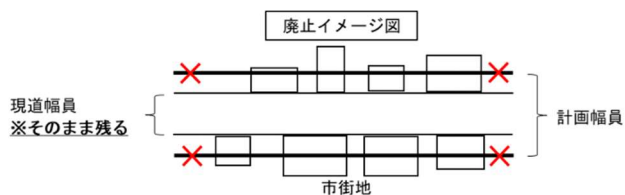


表-4 路線ごとの個別方針【継続路線（従来の都市計画決定から変わらない）】

No.	路線名	起点	終点	整備状況	備考
①	3・3・1 藤崎山下線	(藤崎町) 中島字岩崎	(大鰐町) 蔵館字山下	一部整備	大鰐町へと繋がる都市圏間連携を強化する路線であるため現行通りとする。
②	3・3・7 弘前黒石線	下湯口字青柳	(田舎館村) 高樋字八幡	一部整備	黒石市や西目屋村へと繋がる都市圏間連携を強化する路線であり、弘前総合医療センターへのアクセス道路として重要であるため現行通りとする。
③	3・3・8 紺屋町和徳町線	紺屋町	和徳町	一部整備	環状道路としての役割を持ち、東西方向のネットワークを強化する計画上重要な路線であるため現行通りとする。
④	3・3・10 元寺町向外瀬線 (継続・変更重複)	元寺町	西城北二丁目	未着手	北部とまちなかを結ぶネットワーク上重要な路線であるため現行通りとする。なお、計画区域内に立地している歴史的建造物については保全していく。
⑤	3・4・1 和徳堀越線 (継続・廃止重複)	大久保字宮本	堀越字川合	一部整備	多くの都市計画道路を結ぶ環状道路であり、道路ネットワーク上、重要な路線であるため現行通りとする。なお、計画区域内に立地している歴史的建造物については保全していく。
⑥	3・4・2 富田千年線 (継続・変更・廃止重複)	富田三丁目	広野一丁目	未着手	南部とまちなかを結ぶネットワーク上重要な路線であるため現行通りとする。
⑦	3・4・3 新寺町桔梗野線	新寺町	桔梗野五丁目	未着手	周辺に学校が多く、通学路に指定されていることから、歩行者の安全確保が必要な路線であるため現行通りとする。
⑧	3・4・4 元寺町小沢線 (継続・変更重複)	元寺町	大原一丁目	未着手	南西部とまちなかを結ぶネットワーク上重要な路線であるため現行通りとする。なお、計画区域内に立地している歴史的建造物については保全していく。
⑨	3・4・5 上白銀町新寺町線	上白銀町	新寺町	一部整備	未整備区間は、通学路に指定されており、歩行者の安全確保が必要な路線であるため現行通りとする。
⑩	3・4・6 山道町樋の口町線	山道町	樋の口町	一部整備	沿線に防災、救急医療の拠点施設があり、弘前大学医学部附属病院と弘前総合医療センターとのアクセス道路として重要な路線であるため現行通りとする。
⑫	3・4・8 鷹匠町石渡線	鷹匠町	石渡一丁目	未着手	北西部とまちなかを結ぶネットワーク上重要な路線であるため現行通りとする。
⑬	3・4・11 土手町向外瀬線	土手町	向外瀬一丁目	一部整備	北部の環状道路を繋ぐ放射道路であり、並行路線の計画幅員変更による交通処理能力を補填する重要な路線であるため現行通りとする。
⑭	3・4・18 東城北宮川線	東城北三丁目	堅田二丁目	一部整備	東西を結ぶアクセス道路として重要であるため現行通りとする。
⑮	3・4・20 紺屋町野田線 (継続・変更重複)	紺屋町	和徳町	一部整備中	紺屋町から亀甲町までの区間については、北西部とまちなかを結ぶネットワーク上重要な路線であるため現行計画通りとする。なお、計画区域内に立地している歴史的建造物については保全していく。
⑯	3・4・26 駅前二丁目線	駅前二丁目	駅前町	一部整備	JR弘前駅への貨物輸送車等の大型車の通行が多い路線であることから、歩行者の安全確保が必要な路線であるため現行通りとする。
⑰	3・4・34 門外千年線 (継続・変更重複)	門外字村井	広野一丁目	一部整備	環状道路を補完する道路として重要であるため現行通りとする。
⑲	3・5・3 小比内桔梗野線	大清水一丁目	清水一丁目	一部整備	多くの都市計画道路を結ぶ環状道路であり、道路ネットワーク上、重要な路線であるため現行通りとする。なお、計画区域内に立地している歴史的建造物については保全していく。
⑳	3・5・4 御幸町大清水線	御幸町	大清水字下広野	一部整備	当該路線は、並行する都市計画道路の渋滞緩和に資する路線であるため現行通りとする。
㉓	3・5・42 撫牛子停車場線	神田五丁目	撫牛子三丁目	一部整備	JR撫牛子駅へのアクセス道路であり、歩行者や自転車の安全確保が必要であるため現行通りとする。

表-5 路線ごとの個別方針【変更路線（計画幅員や計画線を変更）】

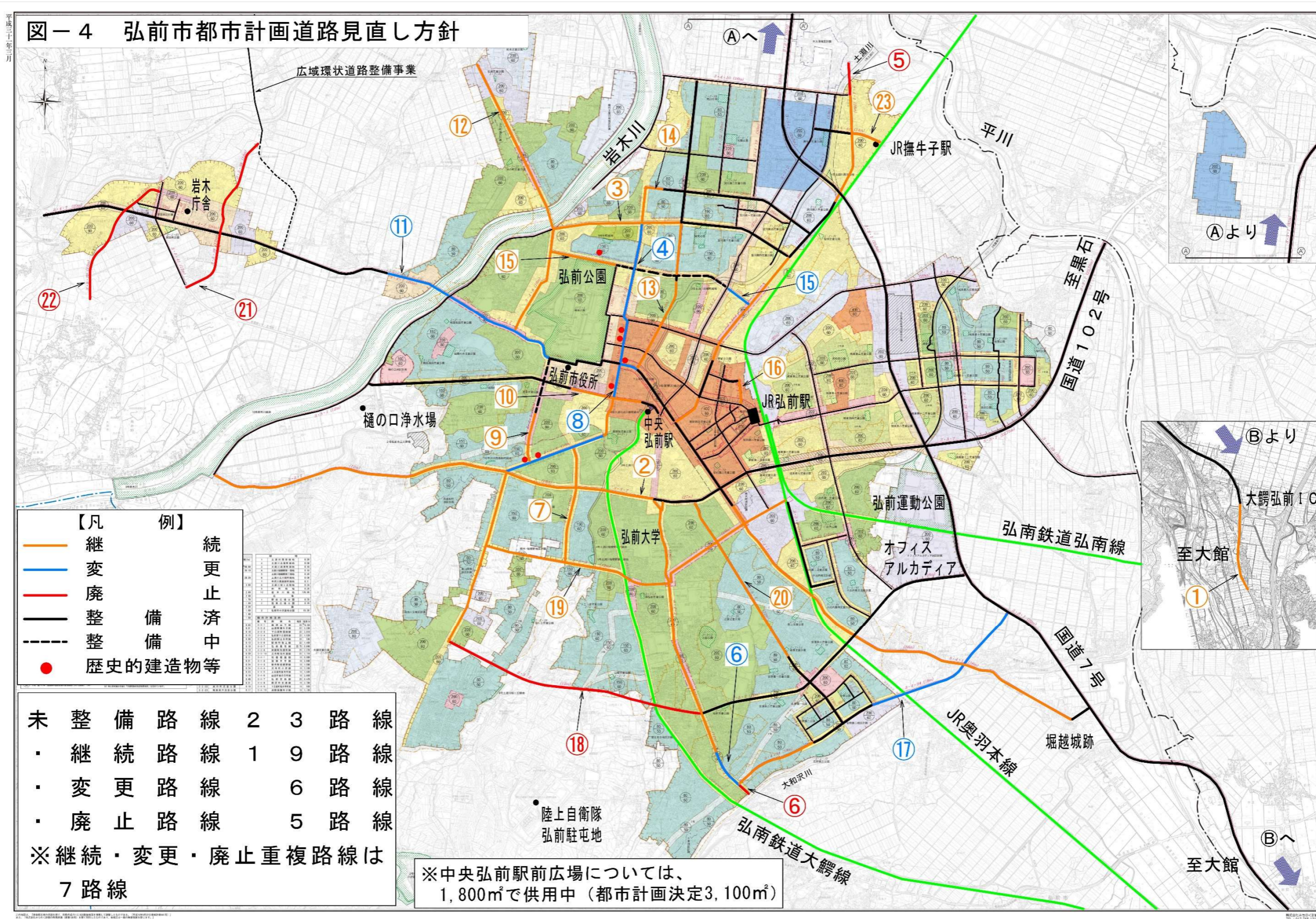
No.	路線名	起点	終点	整備状況	見直し方針（案）					
					変更区間		幅員	変更する延長	線形	備考
④	3・3・10 元寺町向外瀬線 （継続・変更重複）	元寺町	西城北二丁目	未着手	津軽長寿温泉付近	びっくりドンキー付近	25m→16m	約1,360m	—	景観重要建造物である翠明荘や石場旅館、三上ビルが都市計画道路区域外となるよう変更する。
					びっくりドンキー付近	三上ビル付近	18m→16m		—	
⑥	3・4・2 富田千年線 （継続・変更・廃止重複）	富田三丁目	広野一丁目	未着手	松原公務員宿舍付近	ファミリーマート松原東店付近	—	約360m	変更	計画線を現道に合わせた線形へと変更する。
⑧	3・4・4 元寺町小沢線 （継続・変更重複）	元寺町	大原一丁目	未着手	三上ビル付近	ドーマーインホテル	18m→16m	約300m	—	新寺町通りに位置する各お寺が景観に配慮して設置した塀や趣のある建物である加藤味噌醤油醸造元や旧町田家住宅、小堀旅館が都市計画道路区域外となるよう変更する。
					弘前高校付近	樹木ローソン付近	変更	約1,000m	変更	
⑪	3・4・7 弘前宮地線	土手町	宮地字川添	一部整備	菊池薬局付近	三上ビル付近	—	約140m	変更	景観重要建造物である三上ビルが都市計画道路区域外となるよう変更する。
					藤田記念庭園付近	弘前第一養護学校付近	20m→18m 18m→16m	約1,600m	—	約1.6kmの区間において、計画幅員が16m, 18m, 20mとばらつきがあることから、整えるよう変更する。
⑮	3・4・20 紺屋町野田線 （継続・変更重複）	紺屋町	和徳町	一部整備中	野田市営住宅付近	太田印房付近	22m→14～16m	約250m	—	事業中の区間の幅員と合わせるよう変更する。
⑰	3・4・34 門外千年線 （継続・変更重複）	門外字村井	広野一丁目	一部整備	JR奥羽本線踏切	国道7号	25m→18m	約800m	変更	立体交差から平面交差へと変更する。

※本方針における「幅員の変更」とは、既存道路の幅員を変更するものではなく、整備された際の幅員を変更することです。また、「線形の変更」は、現計画路線をずらし、支障となる建物を回避するよう変更することです。

表-6 路線ごとの個別方針【廃止路線（都市計画決定から計画を廃止する路線）】

No.	路線名	起点	終点	整備状況	見直し方針（案）				
					見直し区間	延長	内容	備考	
⑤	3・4・1 和徳堀越線 (継続・廃止重複)	大久保字宮本	堀越字川合	一部整備	起点 (大久保字宮本)	撫牛子二丁目交差点	約300m	一部廃止	現道において十分な交通処理能力を有していることから廃止とする。
⑥	3・4・2 富田千年線 (継続・変更・廃止重複)	富田三丁目	広野一丁目	未着手	ファミリーマート 松原東店付近	終点 (広野一丁目)	約130m	一部廃止	現道において十分な交通処理能力を有していることから廃止とする。
⑱	3・5・2 堀越大原線	門外字下松元	大原一丁目	一部整備	松原郵便局付近交差点	終点 (大原一丁目)	約2,580m	一部廃止	現道がなく、周辺道路において十分な交通処理能力を有していることから廃止とする。
㉑	3・5・38 真土野崎線	一町田字村元	高屋字松本	未着手	起点 (一町田字村元)	終点 (高屋字松本)	約1,450m	全線廃止	道路部局において、広域環状道路を整備しており、代替路線となりうることから、本路線の必要性が低いため廃止とする。
㉒	3・5・39 賀田兼平線	賀田字大浦	五代字沼田	一部整備	起点 (賀田字大浦)	終点 (五代字沼田)	約1,300m	全線廃止	現道において十分な交通処理能力を有していることから廃止とする。

※本方針における「廃止」とは、既存の道路が無くなるものではなく、都市計画としての位置付けを外すことです。



7 都市計画道路の変更に係る進め方

今回の都市計画道路見直し結果により、「変更」や「廃止」と判断したものについては、土地所有者や関係者等へ説明を行い、合意形成を図りながら都市計画変更の検討を進めていきます。(図-5 参照)

○「変更」路線及び区間

計画を変更する場合（線形の変更）は、これまで建築制限が課せられてきた土地所有者や関係者等には建築制限がなくなり、一方で変更後、新たに都市計画道路区域に入る土地所有者や関係者等には新たに建築制限を課すことになります。

このため、都市計画の変更を行う場合は、道路の設計を実施し関係機関との協議を踏まえ、その必要性、見直しの効果について、十分に説明を行ってまいります。

○「廃止」路線及び区間

計画を廃止する場合は、土地所有者や関係者等に周知を行い、住民説明会等を踏まえて合意形成が得られた路線及び区間について都市計画変更の手続きを進めていきます。

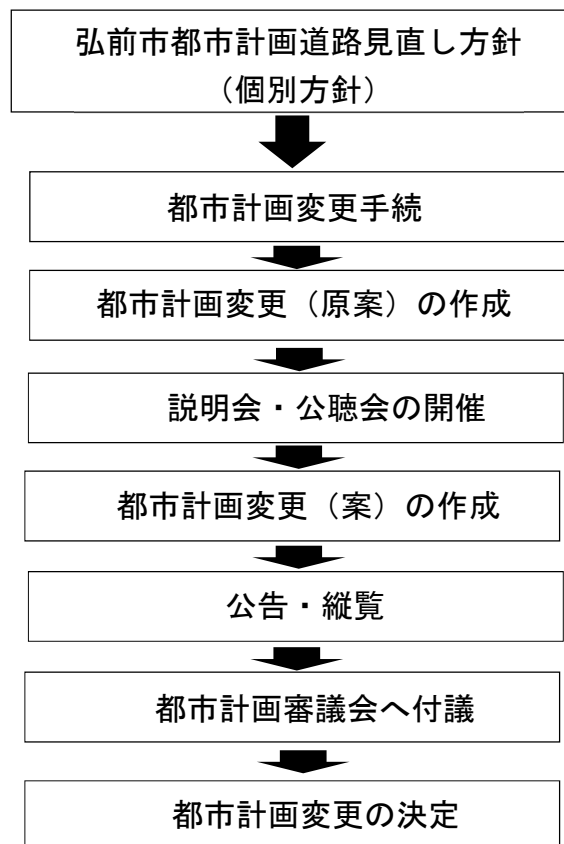


図-5 都市計画道路計画の計画変更における流れ

弘前市都市計画道路見直し方針

令和5年3月22日

弘前市

【 発 行 】

弘前市 都市整備部 都市計画課

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

TEL:0172-35-1111 (代表)

MAIL:toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp
